



獣医師及び家畜人工授精師の皆さまへ

授精証明書は適正に作成しましょう

県内で、授精証明書に添付されている精液証明書の精液採取年月日が、精液ストローに印字されている年月日と一致するように書き換えられている事例が複数確認されました。

精液証明書を書き換えているなど、授精証明書が適正に作成されていないと子牛登記ができない場合があります。

授精証明書の作成について

- ✓ 精液証明書と精液ストローの種雄牛名・精液採取年月日が合致しているか確認して授精証明書に貼付しましょう。
- ✓ 精液証明書の記載内容は、人工授精師など精液証明書の発行者以外が訂正することはできません。
- ✓ 家畜人工授精を行ったら必ず記録しましょう。
➡ 家畜改良増殖法第15条により、獣医師または家畜人工授精師は、人工授精や受精卵移植を行った場合、関係する事項(種付日、種雄牛名、雌牛名など)を家畜人工授精簿に記録し、5年間保存しなければなりません。

⚠ 家畜人工授精所開設者の皆さまへ

家畜人工授精所の立入検査が実施されます！

平成30年6月に、和牛遺伝資源の中国への不正輸出事案が確認されたこと等を踏まえ、全国の全ての家畜人工授精所に対し、家畜改良増殖法第35条に基づく立入検査が定期的に実施されることとなりました。

立入検査は、東北農政局が中心となり、家畜改良センター及び都道府県の3者で実施されます。

→立入検査の詳細は裏面へ

▼立入検査の実施日について

- ・立入検査は、**令和3年1月以降に順次実施**される予定です。
- ・立入検査の実施計画は東北農政局で作成されますが、**令和3年1月以降の計画についてはまだ示されていません。**

➡ 東北農政局から検査計画が示され次第、検査対象となった家畜人工授精所の開設者に対して、県から日程調整についてご連絡します。

▼立入検査の内容について

立入検査では、以下の基本事項を確認します。

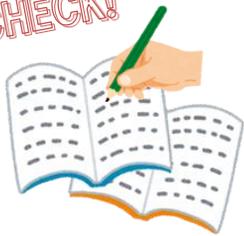
①開設許可内容及び構造等の確認

- ・家畜人工授精所の実務が許可内容に則しているか

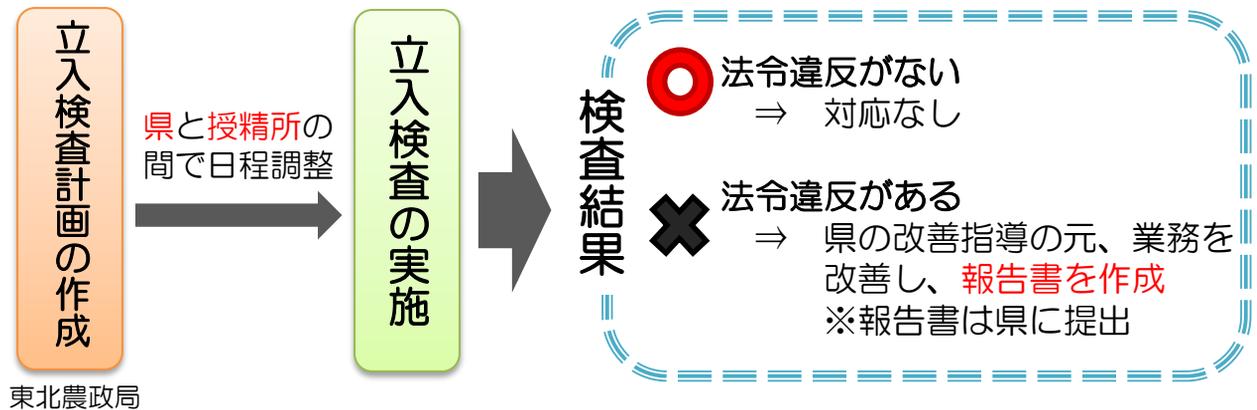
②精液等の管理状況の確認

- ・精液及び精液証明書等の管理状況等は適切か
- ・精液証明書裏の「譲渡・経由」の記載事項等の確認

CHECK!



▼立入検査の流れについて



精液等に関する受払の記録はしていますか？

令和2年10月に一部改正となった家畜改良増殖法第32条の5に基づき、家畜人工授精所の開設者は、特定家畜(和牛及び和牛間交雑種)の人工授精用精液・受精卵等を譲受、譲渡、廃棄又は亡失したときは、**それらに関する事項を記録簿に記載し、10年間保存**しなければなりません。

家畜改良増殖法の改正内容を確認し、適正な管理をお願いします

三八地域県民局地域農林水産部 八戸家畜保健衛生所

TEL : 0178-27-7415 FAX : 0178-27-7418

土日祝祭日の場合は、家保携帯 090-7069-7714

本家畜衛生情報は八戸家畜保健衛生所のウェブサイトにも掲載しております。

(<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/ha-kaho/hachikaho.html>)